

府営住宅入居者の地位承継制度が一部変更

変更となった地位承継の要件 (下線部が今回変更となりました。)

地位承継を受ける方が、次のいずれかに該当すること
※同居承認を得て同居されている方で、(3)～(6)に該当する方については、
名義人と1年以上の同居期間が必要になります。

(1) 名義人の配偶者(1回限り)

(2) 名義人の子又は孫(1回限り)
※令和2年4月1日から9月30日までの間に退去猶予期限が到来した方で現に居住中の方
については、令和3年3月31日までに地位承継の承認申請を行い、条件を満たしているもの
限り、地位承継が認められます。

(3) 高齢者(60歳以上(名義人の死亡・退去時の年齢))

(4) 障がい者の方がおられる世帯に属する方

(5) ひとり親世帯の母又は父

(6) 生活保護の被保護者

※地位承継後の世帯の収入など、その他の要件は従来通りです。
詳しくはお近くの大阪府営住宅管理センターまでお問い合わせください。



大阪府は府営住宅の地位承継制度を10月1日から一部変更しました。これまで入居者(名義人)の子または孫は高齢者(60歳以上)等の要件【上記(3)-(6)】がなければ地位承継が認められませんでした。今回の変更で原則1回に限り認められることになりました。

* 詳しくはお近くの大阪府営住宅管理センターまでお問い合わせください。

取り組み

公明党府議団は今年2月定例会の代表質問で、地位承継制度について前回の変更から10年以上経ち、入居者の高齢化など環境が大きく変更していることから見直すよう提案。府は制度の見直しを明言しました。これからも皆様の声をカタチに出来るよう取り組んでいきます。